

構造改革特別区域基本方針の一部変更について

〔平成30年9月11日
閣議決定案〕

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第3条第4項の規定に基づき、構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）の一部を次のように変更する。

2. (1) ③中「第5条第4項第5号」を「第5条第4項第12号」に、「第17条の5」を「第17条の39」に改める。

2. (2) ②中「第5条第4項第3号」を「第5条第4項第4号」に改める。

2. (3) ⑨中「第5条第4項第5号」を「第5条第4項第12号」に改める。

別表1中第506（513）号及び第1229号を削り、第1228号の次に第1230号を別紙1のように加える。

別表1中第707（708）号、第709（710, 711）号、第910号、第1123号、第1142号及び第1226号を別紙2のように改める。

別表2中第501, 502, 503号の次に第506（513）号を、第1224号の次に第1229号を別紙3のように加える。

別紙 1

番号	1230
特定事業の名称	回送運行効率化事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第26条の5
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	自動車の回送を業とする者が地方運輸局長の許可を受けたものが、その業務として回送を行う場合にあっては、回送運行許可番号標を回送自動車の前面及び後面に表示する必要がある。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における回送のうち、自動車運送船からの陸揚げ地点若しくは自動車運送船への積込み地点と自動車整備工場若しくは駐車場等間のもの又は駐車場等間のものについて、次に掲げる要件を満たしていることを認めて、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、自動車の後面における回送運行許可番号標の表示を省略することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 回送経路が公道横断のみの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・回送自動車の前面のみに回送運行許可番号標を取り付ける。 ・回送自動車の回送経路を特定する。 ・回送自動車は隊列を組んで走行し、隊列の最後尾に運転者を運送する足車が随走する。 ・回送自動車の隊列が崩れないための措置を確実に実行する。 2. 回送経路が公道横断以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・回送自動車の前面のみに回送運行許可番号標を取り付ける。後面に回送運行事業者を特定するための表示を取り付ける。 ・回送自動車の回送経路を特定する。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

※この特例措置については、平成30年9月中に施行予定となっています。

別紙 2

番号	707 (708)
特定事業の名称	特定農業者による特定酒類の製造事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>酒類の製造免許は、免許を受けた後1年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 清酒 60キロリットル 2 合成清酒 60キロリットル 3 連続式蒸留焼酎 60キロリットル 4 単式蒸留焼酎 10キロリットル 5 みりん 10キロリットル 6 ビール 60キロリットル 7 果実酒 6キロリットル 8 甘味果実酒 6キロリットル 9 ウイスキー 6キロリットル 10 ブランデー 6キロリットル 11 原料用アルコール 6キロリットル 12 発泡酒 6キロリットル 13 その他の醸造酒 6キロリットル 14 スピリッツ 6キロリットル 15 リキュール 6キロリットル 16 粉末酒 6キロリットル 17 雑酒 6キロリットル
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者（以下この表において「特定農業者」という。）が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において、次の各号に掲げる酒類（以下この表において「特定酒類」という。）を製造することにより、当該構造改革特別区域内において生産される農産物を用いた酒類の提供を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、特定農業者（内閣総理大臣の認定を受けた当該構造改革特別区域計画に定められた特定農業者による特定酒類の製造事業の実施主体である者に限る。以下この表において「認定計画特定農業者」という。）が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において特定酒類を製造するため、特定酒類の製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項（最低製造数量基準）及び第12条第4号（酒類の製造免許の取消し）の規定は、適用しない。</p> <p>（1）酒税法第3条第13号（ニ及びホ（同号ニに掲げる酒類に同号ホに規定する政令で定める植物を浸してその成分を浸出させたものに係る部分に限る。）を除く。）に規定する果実酒（自ら生産した果実（これに準ずるものとして財務省令で定めるもの（※1）を含む。）以外の果実を原料としたものを除く。） 同条第13号に規定する果実酒の製造免許</p> <p>（2）酒税法第3条第19号に規定するその他の醸造酒（米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの（※2）に限る。以下この号において同じ。）、米こうじ及び水又は米、水及び麦その他財務省令で定める物品（※3）を原料として発酵させたもので、こさないものに限る。） 同条第19号に規定するその他の醸造酒の製造免許</p> <p>2. 上記の認定計画特定農業者の申請に基づき税務署長が、酒税法第3条第13号に規定する果実酒の製造免許を与える場合においては製造する酒類の範囲につき上記1（1）の酒類に限る旨の条件を、酒税法第3条第19号に規定するその他の醸造酒の製造免許を与える場合においては製造する酒類の範囲につき上記1（2）の酒類に限る旨の条件を付することができる。</p> <p>3. 本特例措置の適用を受けて果実酒の製造免許を受けた者が製造した上記1（1）の酒類は、当該果実酒の製造免許を受けた者が構造改革特別区域内に所在する自己の営業場又は製造場（当該製造免許を受けた製造場に限る。）において飲用に供する場合を除き、販売してはならない。</p> <p>4. 当該構造改革特別区域について内閣総理大臣の認定が取り消された場合、本特例措置の適用を受けて酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定農業者でなくなった場合又は本特例措置の適用を受けて果実酒の製造免許を受けた者が上記3の規定に違反した場合には、税務署長は、上記1に定める酒類の製造免許を取り消すことができる。</p> <p>5. 酒税法第7条第3項第3号（果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）の規定は、本特例措置の適用を受けて果実酒の製造免許を受けた者については、適用しない。</p>

(※1) 「自ら生産した果実に準ずるものとして財務省令で定めるもの」とは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める果実をいう。

(1) 農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項に規定する農地(以下この表において「農地」という。)につき耕作の業務を営む者(以下この表において「農業経営者」という。)の同法第2条第2項に規定する世帯員等(以下この表において「世帯員等」という。)で、当該農業経営者の行う果実の生産に従事する者(当該生産に従事する者であることについて当該生産に従事する農地の所在地の農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下この表において同じ。)から証明を受けた者に限る。)の場合 当該農業経営者が生産した当該果実

(2) 農地につき耕作の業務を営む農地所有適格法人(農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下この表において同じ。)の組合員、社員又は株主(以下この表において「組合員等」という。)で、当該農地所有適格法人の行う果実の生産に従事する者(当該生産に従事する者であることについて当該生産に従事する農地の所在地の農業委員会から証明を受けた者に限る。)の場合 当該農地所有適格法人が生産した当該果実

(3) 風水害、干害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害(以下この表において「災害等」という。)により自ら生産した果実((1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める果実を含む。以下この号において同じ。)を原料として上記1(1)の酒類を製造することができなくなった場合(当該災害等により自ら生産した果実に被害を受けたことにつき地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。) 当該酒類の製造場の所在する構造改革特別区域内において生産された当該果実(当該災害等により当該構造改革特別区域内において生産された当該果実を上記1(1)の酒類の原料とすることができなくなったことにつき地方公共団体の長から証明を受けた場合にあっては、当該構造改革特別区域以外の地域において生産された当該果実を含む。)

(※2) 「自ら生産した米に準ずるものとして財務省令で定めるもの」とは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める米をいう。

(1) 農業経営者の世帯員等で、当該農業経営者の行う米の生産に従事する者(当該生産に従事する者であることについて当該生産に従事する農地の所在地の農業委員会から証明を受けた者に限る。)の場合 当該農業経営者が生産した米

(2) 農地につき耕作の業務を営む農地所有適格法人の組合員等で、当該農地所有適格法人の行う米の生産に従事する者(当該生産に従事する者であることについて当該生産に従事する農地の所在地の農業委員会から証明を受けた者に限る。)の場合 当該農地所有適格法人が生産した米

(3) 災害等により自ら生産した米((1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める米を含む。以下この号において同じ。)を原料として上記1(2)の酒類を製造することができなくなった場合(当該災害等により自ら生産した米に被害を受けたことにつき地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。) 当該酒類の製造場の所在する構造改革特別区域内において生産された米(当該災害等により当該構造改革特別区域内において生産された米を上記1(2)の酒類の原料とすることができなくなったことにつき地方公共団体の長から証明を受けた場合にあっては、当該構造改革特別区域以外の地域において生産された米を含む。)

(※3) 財務省令で定める物品とは、麦その他の穀類(米を除く。)、でん粉若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かすをいう。

同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	709(710, 711)
特定事業の名称	特産酒類の製造事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>酒類の製造免許は、免許を受けた後1年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 清酒 60キロリットル 2 合成清酒 60キロリットル 3 連続式蒸留焼酎 60キロリットル 4 単式蒸留焼酎 10キロリットル 5 みりん 10キロリットル 6 ビール 60キロリットル 7 果実酒 6キロリットル 8 甘味果実酒 6キロリットル 9 ウイスキー 6キロリットル 10 ブランデー 6キロリットル 11 原料用アルコール 6キロリットル 12 発泡酒 6キロリットル 13 その他の醸造酒 6キロリットル 14 スピリッツ 6キロリットル 15 リキュール 6キロリットル 16 粉末酒 6キロリットル 17 雑酒 6キロリットル
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において生産される農産物、当該構造改革特別区域の周辺の漁場の区域（漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により当該漁場の区域を定めた漁業の免許について定められている地元地区又は関係地区の全部又は一部が当該構造改革特別区域に含まれるものをいう。）内において採捕され若しくは養殖される水産物又は当該農産物若しくは当該水産物を原材料として製造される加工品（以下この表において「特区内農産物等」という。）であって当該地域の特産物であるものをういた酒類の製造を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場（以下この表において「特区内自己製造場」という。）において（1）から（4）までに掲げる酒類（以下この表において「特産酒類」という。）を製造しようとする者（内閣総理大臣の認定を受けた当該構造改革特別区域計画に定められた特産酒類の製造事業の実施主体である者に限る。以下この表において「認定計画特定事業者」という。）が、当該（1）から（4）までに定める酒類の製造免許を申請した場合には、（1）又は（3）に掲げる酒類にあつては酒税法第7条第2項（最低製造数量基準）及び第12条第4号（酒類の製造免許の取消し）の規定を適用せず、（2）又は（4）に掲げる酒類にあつては同法第7条第2項及び第12条第4号の規定の適用については、同項第7号中「6キロリットル」とあるのは「2キロリットル」と、同項第15号中「6キロリットル」とあるのは「1キロリットル」とする。</p> <p>（1）酒税法第3条第10号に規定する単式蒸留焼酎（当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した農産物、水産物又は加工品（特区内農産物等又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの（※1）に限る。（3）及び（4）において「特産農産物等」という。）を主たる原料としたものに限る。） 同号に規定する単式蒸留焼酎の製造免許</p> <p>（2）酒税法第3条第13号（二及びホ（同号二に掲げる酒類に同号ホに規定する政令で定める植物を浸してその成分を浸出させたものに係る部分に限る。）を除く。）に規定する果実酒（当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した果実（当該構造改革特別区域内において生産されたもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの（※2）に限る。）以外の果実を原料としたものを除く。） 同条第13号に規定する果実酒の製造免許</p> <p>（3）酒税法第3条第17号に規定する原料用アルコール（同条第10号に規定する単式蒸留焼酎の製造免許を受けた者が特産農産物等を原料の全部又は一部として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機（同号イに規定する単式蒸留機をいう。）により蒸留したものに限る。） 同条第17号に規定する原料用アルコールの製造免許</p>

(4) 酒税法第3条第21号に規定するリキュール(酒類及び特産農産物等を原料の全部又は一部としたものであって特区内自己製造場において製造された酒類を原料としていないものに限る。) 同号に規定するリキュールの製造免許

2. 上記の認定計画特定事業者の申請に基づき税務署長が、酒税法第3条第10号に規定する単式蒸留焼酎の製造免許を与える場合においては製造する酒類の範囲につき上記1(1)の酒類に限る旨の条件及び製造する酒類の数量につき酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するためのものとして財務省令で定める数量(※3)を超えない範囲内に限る旨の条件を、同条第13号に規定する果実酒の製造免許を与える場合においては製造する酒類の範囲につき上記1(2)の酒類に限る旨の条件を、同条第17号に規定する原料用アルコールの製造免許を与える場合においては製造する酒類の範囲につき上記1(3)の酒類に限る旨の条件を、同条第21号に規定するリキュールの製造免許を与える場合においては製造する酒類の範囲につき上記1(4)の酒類に限る旨の条件をそれぞれ付することができる。

3. 本特例措置の適用を受けて原料用アルコールの製造免許を受けた者は、当該製造免許に係る構造改革特別区域内に所在する自己の営業場若しくは製造場(当該製造免許を受けた製造場に限る。)において飲用に供する場合又は当該構造改革特別区域内に所在するホテル、旅館、酒場その他の営業場において酒類を飲用に供することを業とする者に対し、当該営業場において飲用に供させるために販売する場を除き、その製造した上記1(3)の酒類を販売してはならない。

4. 当該構造改革特別区域について内閣総理大臣の認定が取り消された場合、本特例措置の適用を受けて酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定事業者でなくなった場合又は本特例措置の適用を受けて原料用アルコールの製造免許を受けた者が上記3に違反した場合には、税務署長は、上記1(1)から(4)までに定める酒類の製造免許を取り消すことができる。

5. 酒税法第7条第3項第2号(単式蒸留焼酎の製造免許を受けた者に係る部分に限る。)の規定は、本特例措置の適用を受けて単式蒸留焼酎の製造免許を受けた者について、同項第3号(果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。)の規定は、本特例措置の適用を受けて果実酒の製造免許を受けた者について、それぞれ適用しない。

(※1) 「特区内農産物等に準ずるものとして財務省令で定めるもの」とは、風水害、干害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害(以下この表において「災害等」という。)により特区内農産物等(当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定したものに限り。以下この表において同じ。)を原料として上記1(1)、(3)又は(4)の酒類を製造することができなくなった場合(当該災害等により当該特区内農産物等を上記1(1)、(3)又は(4)の酒類の原料とすることができなくなったことにつき当該地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。)における当該構造改革特別区域以外の地域において生産された農産物で当該特区内農産物等と同一の種類のもの、上記1の当該構造改革特別区域の周辺の漁場の区域以外の区域において採捕され若しくは養殖された水産物で当該特区内農産物等と同一の種類のもの又は当該農産物若しくは当該水産物を原材料として製造された加工品で当該特区内農産物等と同一の種類ものをいう。

(※2) 「当該構造改革特別区域内において生産された果実に準ずるものとして財務省令で定めるもの」とは、災害等により当該構造改革特別区域内において生産された果実(当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定したものに限り。)を原料として上記1(2)の酒類を製造することができなくなった場合(当該災害等により当該構造改革特別区域内において生産された当該果実を上記1(2)の酒類の原料とすることができなくなったことにつき当該地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。)における当該構造改革特別区域以外の地域において生産された当該果実をいう。

(※3) 「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するためのものとして財務省令で定める数量」とは、各年度(毎年4月1日から翌年3月31日までの間をいう。)ごとに、酒税法第7条第2項第4号に定める数量(10キロリットル)をいう。

同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	910
特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	医療法（昭和23年法律第205号）第7条第6項等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	営利を目的として、病院、診療所を開設しようとする者に対しては開設の許可を与えないことができる。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域の事情から見て、医療保険各法による療養の給付等に該当しないものであって、厚生労働大臣が定める指針（※1）に適合する高度な医療（以下「高度医療」という。）の提供を促進することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、株式会社から医療法第7条第1項の規定により当該構造改革特別区域内における当該認定に係る高度医療の提供を目的とする病院又は診療所の開設の許可の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる要件のすべてに適合すると認めるときは、都道府県知事等は、同条第6項の規定にかかわらず、同条第1項の許可を与えるものとする。</p> <p>① 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備及びその有する人員が、医療法の規定に基づく厚生労働省令で定める要件（※2）に適合するものであること。</p> <p>② 前号に掲げるもののほか、当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員その他の事項が、当該申請に係る範囲の高度医療を提供するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準（※3）に適合するものであること。</p> <p>③ 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所に営む事業に係る経理が、当該株式会社の営む他の事業に係る経理と区分して整理されるものであること。</p> <p>2. 1. の規定により医療法第7条第1項の許可を受けて病院又は診療所を開設する株式会社（以下「病院等開設会社」という。）が開設する病院又は診療所に關しては、医療法第6条の5第3項の規定にかかわらず、同法第6条の5第1項及び第2項並びに厚生労働省令で定めるところ（※4）により、許可に係る高度医療を提供している旨の広告（同法第6条の5第1項に規定する広告をいう。）をすることができる。</p> <p>3. 病院等開設会社が開設する病院又は診療所の管理者は、許可に係る高度医療以外の医療を提供してはならない。ただし、許可に係る高度医療を提供する上で必要</p> <p>4. 厚生労働大臣は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第1項の規定にかかわらず、保険医療機関の指定又は特定承認保険医療機関の承認をしないものとする。</p> <p>5. 医療保険者は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第63条第3項第2号の指定若しくは船員保険法（昭和14年法律第73号）第53条第6項第2号の指定をし、又は国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第55条第1項第2号の契約若しくは地方公務員等共済組合法第57条第1項第2号の契約をしてはならない。</p> <p>※1 平成15年6月27日に取りまとめられた「特区における株式会社の医療への参入に係る取り扱いについて（成案）」の別添においてガイドラインとして示されている内容に基づき規定している。具体的には、高度な医療を用いて行う倫理上及び安全上問題がないと認められる医療であって、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>①特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断</p> <p>②脊髄損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療</p> <p>③肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療</p> <p>④高度な技術を用いて行う美容外科医療</p> <p>⑤提供精子による体外受精</p> <p>⑥その他これらの医療に類する医療</p> <p>※2 具体的には、医療法第21条及び第23条の規定に基づき、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）で定める医師、歯科医師、看護師等の人員配置基準、各科専門の診察室等の施設基準、病室の床面積、階段、廊下等の幅、換気、採光等に関する構造設備基準等。</p> <p>※3 具体的には、当該申請に係る範囲の高度な医療を適切に提供するために必要な設備の設置、当該申請に係る範囲の高度な医療に関し必要な専門的知識及び経験を有する医師等の人員の配置、患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書の作成、当該申請に係る範囲の高度な医療に係る技術に関する専門家によって構成される倫理審査委員会の設置等について、指針で定める高度な医療の具体的な類型ごとに規定している。</p> <p>※4 医療法第6条の5第1項及び第2項の規定に加え、同項第4号の規定に基づく医療法施行規則第1条の9においても、広告の方法及び内容に関する基準（①患者その他の者（以下「患者等」という。）の主観又は伝聞に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談の広告をしてはならないこと。②治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等の広告をしてはならないこと。）を規定している。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1123
特定事業の名称	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第65条第1項第1号、第73条の2の2、第79条第1項第1号、第94条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	バイナリー発電所を含め、汽力を原動力とする発電所について、設置者は工事計画を国に届出し、届出をした発電所について使用前安全管理検査を実施しなくてはならない。また、使用圧力が一定の圧力以上の発電設備等について、設置者は定期安全管理検査を実施しなくてはならない。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、構造改革特別区域内において、次の1. に定める条件を満たす研究開発用海水温度差発電設備（汽力（海水の熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備であって研究開発の用に供するもの）を設置する必要があると認めて、構造改革特別区域計画に次の2. の事項を記載し、法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該研究実施期間に限り、当該設備は工事計画の届出、使用前安全管理検査、定期安全管理検査を必要としない設備とすることができる。</p> <p>1. 条件</p> <p>(1) 出力が100キロワット未満であること。</p> <p>(2) 電線路（当該設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。）により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電氣的に接続されていないこと。</p> <p>2. 構造改革特別区域計画に定める事項</p> <p>(1) 以下に掲げる研究事業の概要</p> <p>① 当該設備を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>② 研究開発を実施する期間</p> <p>③ 当該設備を設置する位置</p> <p>④ 熱媒体の種類</p> <p>(2) 当該設備が電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合することを確認するために設置される次に掲げる分野の専門家により構成される委員会に関する事項</p> <p>① 機械工学</p> <p>② 材料工学</p> <p>③ 電気工学</p> <p>④ 化学工学</p> <p>(3) 保安上必要な措置として、当該設備について、電気事業法施行規則第50条第1項に掲げる事項に相当する事項</p>
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、上記「特例措置の内容」に記載されている2. の内容により、現行と同等の安全性を確保する体制及び方策が確保されていること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1142
特定事業の名称	研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第65条第1項第1号、第73条の2の2、第79条第1項第1号、第94条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	バイナリー発電所を含め、汽力を原動力とする発電所について、設置者は工事計画を国に届出し、届出をした発電所について使用前安全管理検査を実施しなくてはならない。また、使用圧力が一定の圧力以上の発電設備等について、設置者は定期安全管理検査を実施しなくてはならない。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、構造改革特別区域内において、次の1. に定める条件を満たす研究開発用温泉熱利用発電設備（汽力（温泉熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備であって研究開発の用に供するもの）を設置する必要があると認めて、構造改革特別区域計画に次の2. の事項を記載し、法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該研究実施期間に限り、当該設備は工事計画の届出、使用前安全管理検査及び定期安全管理検査を必要としない設備とすることができる。</p> <p>1. 条件</p> <p>(1) 出力が10キロワット未満であること。</p> <p>(2) 最高使用圧力が5メガパスカル未満であること。</p> <p>(3) 最高使用温度が100度未満であること。</p> <p>(4) 電線路（当該設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。）により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電気的に接続されていないこと。</p> <p>2. 構造改革特別区域計画に定める事項</p> <p>(1) 以下に掲げる研究事業の概要</p> <p>①当該設備を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>②研究開発を実施する期間</p> <p>③当該設備を設置する位置</p> <p>④熱媒体の種類</p> <p>(2) 当該設備が電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合することを確認するために設置される次に掲げる分野の専門家により構成される委員会に関する事項</p> <p>①機械工学</p> <p>②材料工学</p> <p>③電気工学</p> <p>④化学工学</p> <p>(3) 保安上必要な措置として、当該設備について、電気事業法施行規則第50条第1項に掲げる事項に相当する事項</p>
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、上記「特例措置の内容」に記載されている2. の内容により、現行と同等の安全性を確保する体制及び方策が確保されていること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1226
特定事業の名称	地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	旅行業法（昭和27年7月18日法律第239号）第11条の2 旅行業法施行要領（平成17年2月28日国総旅振第386号）第8
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	旅行者又は旅行者代理業者は、営業所ごとに、1人以上の旅行業務取扱管理者を選任して、当該営業所における旅行業務に関し、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービスの提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な国土交通省令に定める事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければならない。
特例措置の内容	地方公共団体が、地域限定旅行者が選任する旅行業務取扱管理者について、営業所への出勤状況、兼任する他業種の業務に従事している間も旅行者から依頼があれば速やかに当該旅行業務取扱管理者に連絡を行うための体制の構築状況等を総合的に勘案して当該旅行業務取扱管理者の業務を行うことに支障がないと認めて内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、認定された場合には、認定された特区の区域内に存する地域限定旅行者の営業所においては、地域限定旅行者が選任する旅行業務取扱管理者について、他業種との兼任を認める。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

別紙 3

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注) 「市町村」には、特別区を含む。

番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
506(513)	外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業	常勤職員50人以下の中小企業等が外国人技能実習生の受入れ機関となる場合の、技能実習生受入れ人数枠を、3人から6人に拡大する。	全部	「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が制定され、一定の基準を満たす優良な実習実施者及び監理団体については常勤職員数に応じた受入れ人数枠の倍増が認められることに伴い、規制の特例措置は終了する。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)	平成29年11月1日施行(措置済)	法務省
1229	地域限定特例通訳案内士育成事業	通訳案内士でない者であっても、地域の実情に応じて地方公共団体が独自に実施する研修を修了すれば、外国人に対し、外国語で有償ガイドを行うことが可能となるよう措置する。	全部	「通訳案内士法」の改正により業務独占規制が廃止され名称独占規制となる中で「地域通訳案内士制度」の創設に伴い全国展開を行う。	通訳案内士法(昭和24年法律第210号)	平成30年1月4日(措置済)	国土交通省